

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

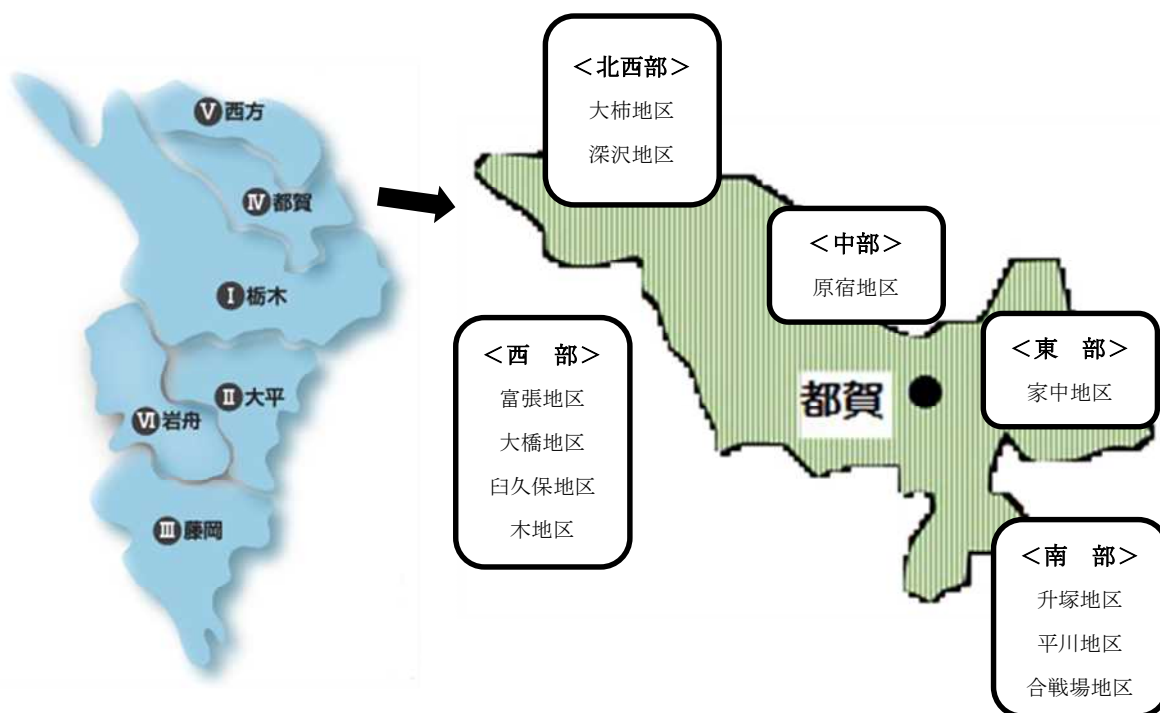
1. 現状

(1) 地域の概要

本計画の対象地域である栃木市都賀地域は市の北部に位置しており、面積は 30.52 km²、人口は 12,351 人（令和 7 年 12 月 31 日現在）となっている。面積、人口ともに市全体の約 1 割弱を占めている。

当地域は、当商工会がある旧町中部の原宿地区、北西部の山間地にまたがる大柿地区、深沢地区、東部で思川に面する家中地区、西部で赤津川流域の富張地区、大橋地区、深沢地区、臼久保地区、木地区、南部の升塚地区、平川地区、合戦場地区の 11 地区に分かれている。

[図 1] 当地域の位置関係図（出典：栃木市 HP 及び栃木市総合計画《後期基本計画》より抜粋）



(2) 地域の自然災害リスク

当地域は、太平洋岸気候であるが内陸部に位置するため、一年を通して寒暖差の激しい気候である。近年は 35℃以上の酷暑となる日も多く、暑さが年々厳しくなる傾向にある。一方、冬は晴れ間が多く乾燥しており、最低気温-5℃以下に冷え込む日や降雪も年に数日ある。夏場は夕立が頻繁に発生し、発雷日数も日本有数の地域である。

また、当地域は、東側には利根川水系一級河川思川、西側には利根川水系一級河川赤津川及び一級河川荒川が流れ、これらの河川に挟まるようにして関東平野に連なる平坦地が広がっている。

以上を踏まえ、当地域で自然災害等が発生した場合に想定される被害は、次のとおりである。

(洪水：ハザードマップ)

「栃木市防災ハザードマップ（2023年6月版）」によると、当地域内全域にわたって 0.5m 未満の浸水または 0.5～3m 未満の浸水が予想されている。

商工業者のリスクとしては、精密機器や工場機械等の故障などによる復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。

(土砂災害：ハザードマップ)

「栃木市防災ハザードマップ(2023年6月版)」によると、北西部の山間地にまたがる大柿地区、深沢地区の一部地域や、西部赤津川流域の臼久保地区の一部地域において急傾斜地崩壊、土石流、地すべりといった土砂災害が生じるおそれが想定されている。

商工業者のリスクとしては、幹線道路の通行止めによる物流の低下、復旧の長期化などが想定される。

(地震：J-SHIS)

国立研究開発法人防災科学技術研究所「地震ハザードステーション」のJ-SHIS Mapによると、今後30年間で震度6弱以上の地震が発生する確率は、当地域の西部で3.0～6.0%、東部で6.0～26.0%である。

商工業者のリスクとしては、大規模な地震の発生による復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。県道3号線沿いには事業所や住宅が密集しており、火災による被害に加え、幹線道路の通行止めによる物流の低下、復旧の長期化などが想定される。

(落雷)

当地域の気候は太平洋気候であるが、内陸部に位置するため、夏は暑く冬は冷え込む特徴のある地域である。特に夏期は夕立が頻繁に発生し、降水量や雷が多い土地柄である。

商工業者のリスクとしては、落雷による停電、精密機械や工場機械の故障などが想定される。

(感染症)

新型インフルエンザは10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症に代表される新たな感染症については、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当地域においても多くの市民の生命および建康に重大な影響を与えるおそれがある。

商工業者へのリスクとしては、イベントや会合の休止、外出自粛の動き等による売上の急減、海外工場の操業停止や部品・材料の納入遅延等サプライチェーンの混乱による受注の停止や価格の高騰などが想定される。また、従業員本人やその家族が感染した場合、休業や休校により家族の世話が必要となった場合など、従業員が出勤できずに業務が滞るリスクも存在する。

(サイバー攻撃)

機密情報の窃取、金銭の獲得、業務の妨害等を狙ったサイバー攻撃が国内外で常態化するとともに、その手口も巧妙化している。

商工業者へのリスクとしては、機密情報や個人情報の流出、精密機器の故障、システム障害による業務停止、取引先からの信用の失墜などが想定される。

(3) 域内の商工業者の状況

- ・商工業者数 421人
- ・小規模事業者数 349人

[図 2] 当地域商工業者及び小規模事業者の業種別内訳（出典：令和 3 年経済センサス活動調査）

業 種	業 種 別		備考（事業所の立地状況）
	商工業者数	小規模事業者数	
建 設 業	7 9	7 5	地域内に広く分散
製 造 業	8 4	7 2	〃
卸 売 業	1 9	1 0	〃
小 売 業	5 3	3 7	〃
サービス業	1 0 6	8 8	〃
飲 食 業	2 9	2 1	幹線道路沿いに多い
そ の 他	5 1	4 6	
合 計	4 2 1	3 4 9	

（４）これまでの取組

１）栃木市の取組

- ・防災計画の策定(地域防災計画 2022 年 3 月修正、水防計画 2022 年 3 月修正)
- ・防災ハザードマップの作成(2023 年 6 月改定)
- ・防災の研修会・講演会、防災訓練の実施
- ・災害情報の発信
- ・防災備品の備蓄
- ・令和元年東日本台風復旧ロードマップ作成と各施策の実施
- ・栃木市国土強靱化地域計画の策定(2021 年 3 月策定)

２）都賀町商工会の取組

- ・会員被災情報の収集
- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・県主催の事業者 BCP 策定セミナーの周知と参加促進
- ・栃木県火災共済(協)と連携した火災共済への加入促進
- ・上部団体である全国商工会連合会の福祉共済（病気・ケガの補償）への加入促進
- ・防災備品（ポータブル電源、スコップ、懐中電灯、非常食等）の備蓄
- ・栃木市が実施する防災の研修会・講演会、防災訓練への参加及び協力

３）事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・巡回経営指導時における災害リスクの周知 40 件
- ・当会ホームページへ事業継続力強化計画に関する国の施策を掲載 2 回
- ・災害発生時の連絡ルート確認のための訓練の実施 2 回

※小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画や事業継続計画を便宜上、事業者 B C P と記載する。

2. 本計画の策定および実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ①自然災害の少ない地域であるため、防災・減災の必要性を事業者が十分に認識していない。
- ②本計画の実行にあたって、保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な知識を持つ職員が不足している。
- ③地域の自然災害リスクについて当会、栃木市関係部署との間で十分な議論ができていない。

【対策】

- ①防災・減災の重要性を認識できるよう、直近の自然災害の状況を踏まえながら事業者へ説明し、どのように防災・減災に取り組むか分からない事業者に対しては事例を交えて事業継続力強化計画を紹介する。
- ②必要なノウハウを持つ職員の不足については、研修や勉強会等を開催し適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。
- ③栃木市商工振興課、栃木市危機管理課、都賀町商工会間で、必要に応じて本計画における災害リスクや支援の方針を協議する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。

3. 目 標

- ・事業者が自然災害等のリスクを再確認し、防災・減災の必要性を把握できるように支援する。
- ・当地域の小規模事業者を面的に支援し、サプライチェーンや地域経済の機能を維持することで、当地域内全体の小規模事業者の事業継続力強化につなげる。
- ・支援においては、事業継続力強化計画の策定支援に加え、被災時の事業継続力強化として損害保険の加入などのリスクファイナンスの取組を促進する。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ①事業継続力強化計画の目的、内容、必要性を事業者にわかりやすく説明する。
- ②当地域の小規模事業者における事業継続力強化計画の策定を5年間で7件支援する。
- ③上記目標達成のために、個別支援を随時行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和8年4月1日～令和13年3月31日)

2. 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省、自治体等と連携し地域内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（休業への備え、水災補償等の共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や当会ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、火災共済等の概要、事業継続力強化計画の紹介を行う。
- ・関東経済産業局ホームページ掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の不測の事態が発生したときの対応策を検討する。
- ・新型コロナウイルス感染症は時と場所を選ばず発生する可能性があり、感染の状況も刻々と変化するため、常に最新の正しい情報を入手し、流言飛語に惑わされることなく冷静に対応することを事業者に周知する。
- ・当地域内の事業者に対し、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

(3) フォローアップ

- ・栃木市の防災訓練への参加を促す。
- ・事業継続力強化計画の作成を促進するため、希望する事業者には（一社）日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業（専門家派遣）を紹介する。
- ・巡回の際に、他県で発生した災害を例に日頃から防災・減災への意識付けを行う。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・会報などで事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。
- ・同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を呼びかける。

(5) 関係機関との連携

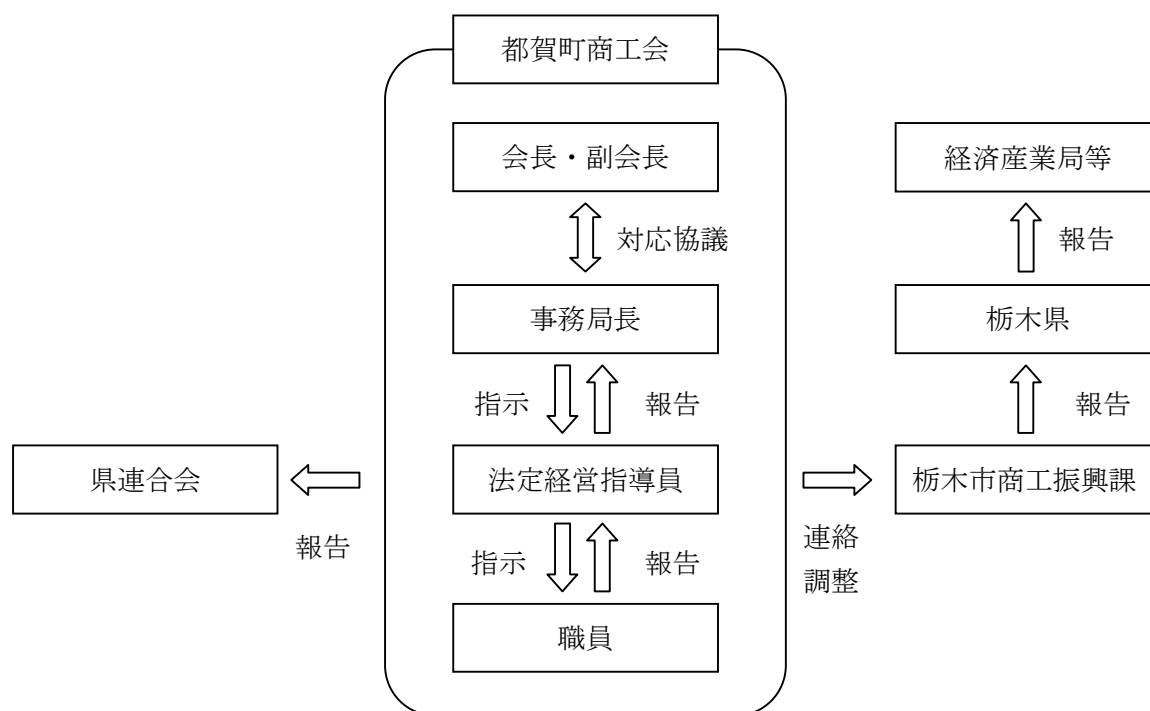
- ・連携型事業継続力強化計画の策定にあたって、（独法）中小企業基盤整備機構の地域本部の専門家派遣を活用し、策定支援を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、収束時期は予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種共済等の紹介も実施する。
- ・関係機関からのポスター等を事務所内に掲示する。

(6) 訓練の実施

- ・必要に応じて、自然災害（令和元年台風19号・東日本大震災と同規模）が発生したと仮定し、栃木市との連絡ルートの確認等を実施する。

3. リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- ・リスク発生時の指揮命令系統・連絡体制は以下の通りとする。
- ・風水害等、事前に発災が予想される場合は、あらかじめ指揮命令系統・連絡体制の確認を行う。



4. リスク発生時の対応

(1) 大規模災害

大規模災害が発生した場合は、以下の手順で対応する。なお、大規模災害発生の目安は以下のとおりとする。

- ・風水害：特別警報が発表されたとき
- ・地震：震度6弱以上の揺れが観測された場合

1) 職員の安否、出勤可否の確認

- ・当会職員は発災後速やかに法定経営指導員（またはその代行者）へ安否・出勤可否の報告を行う。
- ・報告を受けた法定経営指導員（またはその代行者）は、職員の業務従事の可否を栃木市へ報告するとともに、栃木市が把握する被害状況を共有する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・栃木市は罹災証明申請書に被害状況や被害額の記載欄を設け、管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当会は職員の安全を確保したうえで巡回・電話等により、管内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害状況の共有

- ・ 栃木市と当会は以下の間隔で被害情報等を共有する。なお、情報共有は指定様式で行う。

発災後～1週間	1日に2回共有する。
1週間～2週間	1日に1回共有する。
2週間～1か月	1週間に2回共有する。
1か月以降	1週間に1回共有する。

4) 被害状況の報告

- ・ 栃木市と当会とで情報を共有したうえで、栃木市においては栃木県が定める期日までに栃木県へ、当会においては県連合会が定める期日までに県連合会へ報告を行う。
なお、報告は3)と同様の様式で行う。

(2) 国際的に脅威となる感染症

国際的に脅威となる感染症が流行した場合は、以下の手順で対応する。

なお、国際的に脅威となる感染症流行の目安は、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合とする。

1) 感染予防のための取組

- ・ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・ 栃木市で取りまとめた「栃木市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、栃木市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・ 今後当地域内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。
- ・ 業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

3) 管内事業者の被害状況の確認

- ・ 栃木市は、来庁または問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・ 当会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

4) 被害状況の共有・報告

- ・ 国や栃木県からの情報や方針に基づき、栃木市と当会とで情報を共有したうえで、栃木市においては栃木県が定める期日までに栃木県へ、当会においては県連合会が定める期日までに県連合会へ報告する。

(3) 被災事業者に対する支援

1) 応急対策時の支援

- ・相談窓口の開設方法については栃木市と相談する。
- ・安全性が確認された場所で相談窓口を設置する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、栃木県、栃木市の施策）を周知する。
- ・被災事業者には各種支援制度、保険請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要となる「罹災証明書」について周知し、取得を促す。また、被災状況がわかる写真を残しておくよう指導する。

2) 復旧・復興支援

- ・国、栃木県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ・被災事業者施策（国、栃木県、栃木市の施策）を周知する。
- ・被害規模が大きく、当会の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を栃木県・県連合会等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

(別表2)

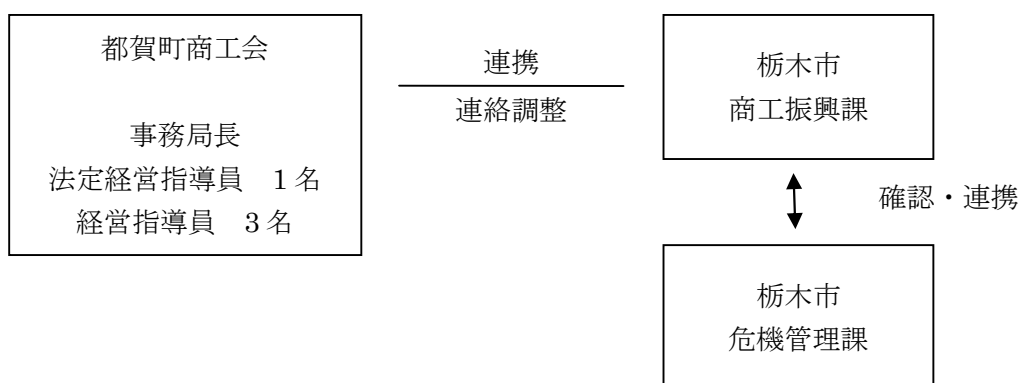
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年12月現在)

1. 実施体制

(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制等)



①栃木県および関係市町との連携体制

- ・栃木市商工振興課・危機管理課、当会は、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、必要に応じて、本計画の支援方針について協議する。
- ・また、計画の実行にあたっては、認定主体である栃木県に随時相談する。

②商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・小規模事業者ごとに担当者を設定し、巡回指導を行いながら策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。

③定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・法定経営指導員1名、経営指導員3名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・上記で把握・検証した実施状況を当会と栃木市の連絡協議会で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

④経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・当会職員向けに勉強会等を開催し、防災・減災や保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得および最新情報の収集に努める。

2. 経営指導員等の資質向上に係る体制

①法定経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 森 蓉子（連絡先は後述（3）①参照）

②法定経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

3. 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

都賀町商工会

〒328-0103 栃木県栃木市都賀町原宿536番地

TEL 0282-27-4488 / FAX 0282-27-4486

E-mail tsuga_net@shokokai-tochigi.or.jp

②関係市町村

栃木市役所 産業振興部 商工振興課

〒328-8686 栃木県栃木市万町9番25号

TEL 0282-21-2371 / FAX 0282-21-2683

E-mail syoukou@city.tochigi.lg.jp

4. 被害情報報告先

①栃木県産業労働観光部経営支援課

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

TEL 028-623-3173 / FAX 028-623-3340

②栃木県商工会連合会

〒320-0806 栃木県宇都宮市中央3丁目1番4号 栃木県産業会館6階

TEL 028-637-3731 / FAX 028-637-2875

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・調査費	100	100	100	100	100
・パンフ・チラシ作成費	200	200	200	200	200
・防災・感染症対策費	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入ほか

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること